

学 則

第1章 総則

(目 的)

第1条 学校法人阪和学園 錦秀会看護専門学校は、看護師、准看護師として必要な知識、技術、態度を修得させると共に豊かな人間性を養い、もって保健医療活動に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、学校法人阪和学園 錦秀会看護専門学校と称する。(以下、本校という。)

(位 置)

第3条 本校は、大阪府河内長野市南花台4丁目24番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次の通りとする。

令和6年度

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総学級数	総定員	備考
看護専門課程	看護学科	3年	80名	6	240名	昼間
看護高等課程	准看護学科	2年	60名	4	120名	昼間
合 計			140名	10	360名	

2. 准看護学科においては、令和6年度の入学生を最後に募集を停止する。

令和7年度

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総学級数	総定員	備考
看護高等課程	准看護学科	2年	—	2	60名	昼間

(在学年限)

第5条 在学期間は、修業年限の2倍までとする。(在学期間に休学は含まない。)

但し、准看護学科においては、令和8年3月31日を過ぎて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 前項学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 10月20日

(4) 季節休業 看護専門課程 看護学科 1年を通じて10週間

看護高等課程 准看護学科 1年を通じて7週間

2. 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

4. 学校長は教育上必要があり、且つ、やむを得ない事由があるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学・休学・復学・転入・転学・再入学・退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 本校の入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第9条 本校に入学できる者は、以下に該当する者とする。

課程	学科	入学資格
看護専門課程	看護学科	(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (5) 文部科学大臣の指定した者 (6) 高等学校卒業程度認定規制（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
看護高等課程	准看護学科	学校教育法第57条の規程により高等学校に入学することの出来る者 (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者 (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者 (3) 外国において9年の課程を修了した者 (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (5) 文部科学大臣の指定した者 (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本校に入学を希望する者は、所定の期日までに所定の入学願書に入学検定料及び次の書類を添えて願出しなければならない。

1. 看護専門課程 看護学科

(1) 入学願書

(2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業（見込み）証明書及び当該高等学校若しくは中等教育学校の成績証明書

- (3) 前項の成績証明書については、高等学校又は中等教育学校卒業後5年を経過した者は添付する必要がないものとする。

2. 看護高等課程 准看護学科

- (1) 入学願書
- (2) 中学校の卒業証明書、又は卒業見込み証明書及び当該中学校の調査書（高等学校以上の卒業者は高等学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び当該高等学校の成績証明書）
- (3) 前項の調査書及び成績証明書については、中学校、高等学校または中等教育学校卒業後5年を経過した者は添付する必要がないものとする。

(入学者の選考)

第11条 入学志願者に対しては、学力試験、提出された書類及び面接により選考を行う。

前条手続きを完了した者に対しては、次の試験を行い、入学判定会議で選考の上、入学を許可する。

2. 入学試験は、学力試験、書類選考及び面接とする。

(1) 看護専門課程（看護学科）

①学校型推薦選抜、一般選抜、社会人選抜、総合型選抜

筆記試験

書類選考

面接

(2) 看護高等課程（准看護学科）

①学校推薦型選抜

書類選考

面接

②一般選抜

筆記試験

書類選考

面接

3. 入学試験についての必要事項は、入学試験規程に定める。

(入学の手続き及び許可)

第12条 前条の選考により合格した者は、次のとおり入学についての手続きをしなければならない。

(1) 保証人2名連署の誓約書（所定様式）を提出すること。

(2) 入学金を納付すること。

2. 学校長は、前項の手続きを確認した者に対し入学を許可する。

3. 入学を許可された者が、第1項の手続きを完了しないときは、入学の許可を取り消すことができる。

(入学許可の取り消し)

第13条 学校長は、次の各号に該当する者について、入学許可を取り消すことができる。

(1) 入学志願書その他の提出書類に虚偽の記載がある者

(2) 不正の手段により入学の許可を受けた者

(休学)

第14条 学生は、病気のため引き続き3カ月以上就学できないとき、又はやむを得ない事情により休学しようとするときは、事情が病気にあつては医師の診断書、特別な事情によるときは学校長の指定する証明書を添付した休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2. 学校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して学校運営会議の議を経て、休学を命ずることができる。

3. 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、学校長がやむを得ない事情があると認めた場合にはこの限りでない。

4. 休学は、通算して2年を超えることはできない。
5. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第15条 休学となった学生は、休学期間が満了し、又は休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

2. 前項により復学しようとする学生は、病気のために休学していた場合は医師の診断書を、他の場合にあってはその理由書を添付した復学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

3. 復学の許可を受けた学生は、休学当時の所属学年に復学するものとする。

(転入学)

第16条 学校長は、他の看護師学校養成所及び准看護師養成所に在籍し、1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者（以下「転入学志願者」という）があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。

2. 転入学志願者が提出しなければならない書類は、学則第10条第1項から第2項の入学願書を除く書類及び次の各号に掲げる書類とする。

(1) 転入学志願書

(2) 履修証明書

3. 転入学志願者に対しては、転入学試験により選考を行う。

4. 転入学試験についての必要事項は、転入学に関する規程に定める。

5. 転入学試験の選考により合格した者であって、転入学の許可を受けようとする者は、保証人連署の誓約書その他所定の書類に入学金を添えて、所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

6. 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し、転入学許可証を発行し、転入学を許可する。

7. 前項により転入学を許可された者の修業年数並びに既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱いについては、履修・卒業判定会議において判定を行い、学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。

(転学)

第17条 学生が他の看護師学校養成所及び准看護師養成所に転学を志願しようとするときは理由を記した書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第18条 学校長は、第24条第1項の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学校運営会議の議を経て、これを許可することができる。

2. 前項の規定により再入学の許可を受けようとする者は、指定期日までに、再入学志願書及び保証人連署の誓約書を学校長に提出しなければならない。

(選考方法)

第19条 再入学志願者の選考は、書類審査及び面接によって行うものとする。但し、学校長が必要と認める場合は、学力試験を行うことができる。

2. 再入学試験に関する必要事項は、再入学に関する規程に定める。

(再入学許可)

第20条 前項の選考に合格した者は、新入学者に準じる入学金及び授業料等を納付のうえ、本校所定の書類を指定された期日までに学校長に提出しなければならない。

2. 前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(再入学の年次)

第21条 再入学の年次は、退学又は除籍時において年次を修了していると認められる場合には引き継ぐ年次とし、それ以外の場合には退学又は除籍時と同一の年次とする。

(修業年限及び在学年限)

第22条 再入学した者の修業年限は、再入学を許可した年次の学期により定める。

2. 再入学した者の在学年数は、従前に在学していた期間を通算するものとし、1年未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(再入学した者への適用規程)

第23条 再入学した者には、当該者の属する年次の在学者に適用する学則及びその他の諸規程を適用する。

(退学、除籍)

第24条 退学を希望する場合は、退学願いを学校長へ提出しその許可を得なければならない。

2. 次の各号の1項に該当する者を除籍することができる。

- (1) 死亡した者
- (2) 行方不明の者
- (3) 第5条による在学期間を超えた者
- (4) 第31条による退学事由に該当した者
- (5) 授業料・実習厚生費・維持管理費・施設充実費を納期までに納付せず、催促しても納めない者

第5章 教育課程

(授業科目、単位数及び時間数、並びに授業時間)

第25条 本校における授業科目、単位数(看護専門課程)及び授業時間数は、看護専門課程

看護学科は別表1、看護高等課程 准看護学科は別表2の通りとする。

2. 本校の授業時間は、次のとおりとする。

午前9時20分～午後4時30分

但し、実習の時間については、臨地実習評価に関する内規に定める。

(成績評価及び履修の認定)

第26条 成績評価及び認定については、次のとおりとする。

(1) 看護専門課程

1. 出席時間数が授業時間数の3分の2(臨地実習は5分の4)に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
2. 授業科目の成績評価は、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、及び60点未満を「不可」とし、「可」以上を合格とする。
3. 履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。
4. 試験及び臨地実習の評価に関する必要事項は、授業科目の評価及び履修認定規程に定める。
5. 入学前に修得した単位の認定は、以下のとおりとする。

(1) 本校の入学前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二六年文部省・厚生省令第一号)別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

(2) 本校に入学前に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第四〇条第二号の規定に該当する者で本校に入学した者から単位の認定について申請があった場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り既修の学習内

容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、学校長は本校における保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

(2) 看護高等課程

1. 出席時間数が授業時間数の3分の2（臨地実習は5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
2. 各科目の評価は100点を満点とし60点以上を合格とする。
3. 成績の評価に関する必要事項は、授業科目の評価及び履修認定規程に定める。

第6章 卒業、称号の授与及び資格の取得

(卒業、称号の授与)

第27条 学校長は本校の定める所定の科目認定をうけた者について卒業を認定する。

(1) 看護専門課程

1. 学校長は、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上を満たしている者で、履修・卒業判定会議において、別表1に定める授業科目の単位修得の判定を受けた者に対し、学校運営会議の議を経て、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。出席すべき日数とは、授業時間を満たす日数をいう。
2. 卒業を許可された者には、専門士の称号（医療専門課程）を授与する。

(2) 看護高等課程

1. 学校長は、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上を満たしている者で、履修・卒業判定会議において、別表3に定める授業科目の修得の判定を受けた者に対し、学校運営会議の議を経て、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。出席すべき日数とは、授業時間を満たす日数をいう。
2. 卒業を許可された者には、卒業証書を授与する。

(資格の取得)

第28条 本校の各課程を卒業した者あるいは卒業の認定を受けた者には、それぞれに次の受験資格が与えられる。

1. 看護専門課程
 - (1) 看護師国家試験
2. 看護高等課程
 - (1) 准看護師試験

第7章 入学検定料、入学金、学費及び諸経費等

(入学検定料、入学金、学費及び諸経費等)

第29条 入学を志願する者は入学検定料を、入学許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は学費等を納めなければならない。

2. 学費とは、授業料、維持管理費、実習厚生費、施設充実費をいう。
3. 入学検定料、入学金及び学費については別表3に表示する。
4. 既に納入された入学検定料、入学金及び学費は、原則として返還しない。但し、入学前に入学辞退を申し出た者には、入学金を除き、学費は返還する。
5. 学費及び諸経費に関する必要事項は、納入金に関する規程に定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第30条 学校長が教育上、必要と認めるときは、学生に表彰をすることができる。

2. 前項の表彰については、表彰及び懲戒規程に定める。

(懲 戒)

第31条 学校長が教育上、必要と認めるときは、学生に懲戒をすることができる。

2. 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

3. 前項の懲戒については、表彰及び懲戒規程に定める。

第9章 教職員組織及び会議

(教職員組織)

第32条 本校に次の教職員を置く。別表4に組織図を表示する。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 副学校長 | 1名 |
| (3) 学科長 | 2名 |
| (4) 副学科長 (実習調整) | 2名 |
| (5) 副学科長 (学年調整) | 2名 |
| (6) 専任教員 | 22名以上 |
| (7) 実習指導教員 | 1名以上 |
| (8) 講師 | 50名以上 |
| (9) 事務長 | 1名 |
| (10) 事務長補佐 | 1名 |
| (11) 事務職員 (図書司書を含む。) | 4名以上 |
| (12) 健康管理医 | 1名 |
| (13) スクールカウンセラー | 1名 |
| (14) その他必要な職員 | |

2. 教職員の職務に関する必要事項は、業務規程に定める。

(会議)

第33条 本校の円滑な運営を図るために、次の会議を設置する。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 講師会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 履修・卒業判定会議
- (6) 入学判定会議
- (7) 個人情報保護管理会議
- (8) 自己点検・自己評価会議

2. 各会議の運営に関する必要事項は、運営管理規程に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第34条 学校長は、学校保健安全法第13条に基づき、健康診断を実施する。

2. 健康管理に関する必要事項は、健康管理規程に定める。

第11章 個人情報保護管理

(個人情報保護管理)

第35条 教職員は、本校における学生、講師並びに教職員等に関する個人情報を適切な方法で取り扱わなければならない。

2. 個人情報保護管理に関する必要事項は、個人情報保護管理規程に定める。

第 1 2 章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第 3 6 条 教職員は、看護師養成所としての教育水準の維持・向上と創意工夫のある教育を追求し、第 1 条の目的を達成するため、自ら点検・自己評価を行うものとする。

2. 自己点検・自己評価に関する必要事項は、自己点検・自己評価規程に定める。

第 1 3 章 雑則

(補 則)

第 3 7 条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から一部改正する。

(附 則)

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から一部改正する。

(附 則)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正する。ただし令和 3 年度以前の入学生については従前の例による。

(附 則)

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。ただし、令和 5 年度以前の入学生については、第 4 条以外は従前の例による。

(附 則)

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。

別表1 授業科目・単位数および時間数（看護専門課程 看護学科）

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数	1年次		2年次		3年次	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30	1	30				
		情報科学	2	45			2	45		
		物理学	1	30	1	30				
		生命科学	1	30	1	30				
	人間と人間生活・社会の理解	教育学	1	30			1	30		
		倫理学	1	30	1	30				
		心理学	1	30	1	30				
		人間関係論	2	45			2	45		
		社会学	1	30	1	30				
		医療英語	1	30			1	30		
		スポーツ科学Ⅰ	1	15	1	15				
		スポーツ科学Ⅱ	1	30			1	30		
		小 計	14	375	7	195	7	180	0	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ（人体の構造）	1	15	1	15				
		解剖生理学Ⅱ（呼吸・循環・体温）	1	30	1	30				
		解剖生理学Ⅲ（消化吸収）	1	30	1	30				
		解剖生理学Ⅳ（人体の恒常性）	1	30	1	30				
		解剖生理学Ⅴ（脳神経・感覚器）	1	30	1	30				
		生化学	1	30	1	30				
		栄養学	1	30	1	30				
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1	30	1	30				
		微生物学	1	30	1	30				
		病態生理学総論	1	15	1	15				
		病態生理学Ⅰ（呼吸器・循環器・血液・腎泌尿器）	2	45	2	45				
		病態生理学Ⅱ（消化器・内分泌・代謝・免疫）	1	30	1	30				
		病態生理学Ⅲ（脳神経・運動・感覚器）	1	30	1	30				
		病態生理学Ⅳ（小児・精神・女性生殖）	1	30	1	30				
		病態生理診断学	1	30			1	30		
	健康支援と社会保障制度	関係法規	2	30			2	30		
		社会福祉論	1	30			1	30		
		総合医療論	1	30	1	30				
		公衆衛生学	1	15			1	15		
		レクリエーション論（アロマセラピー・音楽療法）	1	30			1	30		
	小 計		22	570	16	435	6	135	0	0

専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30	1	30				
		看護学概論Ⅱ (看護倫理・看護理論)	1	30			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅰ (ヒューマンケアの基本技術)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-1 (環境・活動・休息)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-2 (清潔・衣生活)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-3 (食事・排泄)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅲ (ヘルスアセスメント)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅳ (呼吸・循環を整える技術)	1	15	1	15				
		基礎看護学方法論Ⅴ (創傷管理・与薬・感染予防・安全)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅵ (看護診断)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅶ (臨床実践)	1	30			1	30		
	地域・在宅看護論	地域看護学概論	1	30	1	30				
		地域看護学方法論Ⅰ (在宅看護技術)	2	30			2	30		
		地域看護学方法論Ⅱ (事例展開)	1	30			1	30		
		地域看護学方法論Ⅲ (地域連携論)	2	45			2	45		
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	1	30				
		成人看護学方法論Ⅰ (生涯にわたり疾病コントロールが必要な人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅱ (生体防御の低下、感染により障害を受けた人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅲ (身体の一部を喪失した人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅳ (生命危機状態にある人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅴ (事例展開)	1	30			1	30		
	老年看護学	老年看護学概論	1	30	1	30				
		老年看護学方法論Ⅰ (老年者の看護)	2	30			2	30		
		老年看護学方法論Ⅱ (事例展開)	1	30			1	30		

	小児看護	小児看護学概論	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅰ (治療と看護)	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅱ (小児の援助技術)	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅲ (事例展開)	1	30			1	30		
	母性看護学	母性看護学概論	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅰ (周産期の看護)	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅱ (母性援助技術)	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅲ (事例展開)	1	30			1	30		
	精神看護学	精神看護学概論	1	30	1	30				
		精神看護学方法論Ⅰ (治療と看護)	2	30			2	30		
		精神看護学方法論Ⅱ (事例展開)	1	30			1	30		
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ (医療安全・救急看護・災害看護)	2	60					2	60
		看護の統合と実践Ⅱ (国際看護)	1	30			1	30		
		看護の統合と実践Ⅲ (看護研究)	1	30			1	30		
		看護の統合と実践Ⅳ (看護管理・統合演習)	1	30					1	30
	小 計		44	1200	13	375	28	735	3	90
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1	45				
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			2	90		
		地域看護学実習	2	90					2	90
		成人老年看護学実習Ⅰ	2	90			2	90		
		成人老年看護学実習Ⅱ	2	90			2	90		
		成人老年看護学実習Ⅲ	2	90					2	90
		小児看護学実習	2	90					2	90
		母性看護学実習	2	90					2	90
		精神看護学実習	2	90					2	90
		アクティブエイジング実習	2	90					2	90
		ヘルスプロモーション実習	2	90					2	90
		統合実習	2	90					2	90
	小 計		23	1035	1	45	6	270	16	720
計			103	3180	37	1050	47	1320	19	810
教科外活動				258		68		84		106
合 計			103	3438	37	1118	47	1404	19	916

別表2 看護高等課程（准看護学科） 授業科目及び時間数

分野	授業科目		時間数	年次	
				1 年	2 年
基礎分野	論理的思考	人間の心理	1 5	1 5	
		論理的思考	1 0	1 0	
		人間と情報	1 0		1 0
	人間の生活・社会	人間と運動	1 0		1 0
		地域社会と文化	1 0	1 0	
		人間と音楽	1 5	1 5	
	小計		7 0	5 0	2 0
専門基礎分野	と働き 仕組 人体の	人体の仕組みと働きⅠ	6 0	6 0	
		人体の仕組みと働きⅡ	4 5	4 5	
	栄養	栄養Ⅰ	2 0	2 0	
		栄養Ⅱ	1 5	1 5	
	薬理	薬理Ⅰ	5 5	5 5	
		薬理Ⅱ	1 5	1 5	
	り疾 病の 成	微生物	3 5	3 5	
		疾病の成り立ちⅠ	3 5	3 5	
		疾病の成り立ちⅡ	3 5	3 5	
	組 社の 療保 健医	公衆衛生	1 0		1 0
		社会福祉	1 0		1 0
	法律と看護	法と倫理	1 5	1 5	
	小計		3 5 0	3 3 0	2 0
専門分野	基礎看護	看護概論Ⅰ	3 5	3 5	
		看護概論Ⅱ	3 5	3 5	
		基礎看護技術Ⅰ（コミュニケーション・観察記録報告・安全）	4 5	4 5	
		基礎看護技術Ⅱ（環境整備・感染予防）	3 0	3 0	
		基礎看護技術Ⅲ（活動・バイタルサイン・身体計測）	4 5	4 5	
		基礎看護技術Ⅳ（清潔・衣生活・食生活・排泄）	6 0	6 0	
		基礎看護技術Ⅴ（診療補助技術・処置）	4 5		4 5
		基礎看護技術Ⅵ（検査）	2 0		2 0
		臨床看護概論Ⅰ（経過別看護・周手術期看護）	3 0		3 0
		臨床看護概論Ⅱ（症状別、治療・処置別）	3 0		3 0
		臨床看護概論Ⅲ（場における看護）	1 0		1 0
	小計		3 8 5	2 5 0	1 3 5

	成人看護	成人看護概論	1 5	1 5	
		成人看護方法論Ⅰ（呼吸器・循環器・血液造血器・内分泌代謝・免疫疾患の看護）	4 5	4 5	
		成人看護方法論Ⅱ（消化器・感覚器・腎泌尿器疾患患者の看護、放射線療法と看護）	3 0		3 0
		成人看護方法論Ⅲ（脳神経・運動器疾患患者の看護、リハビリテーション看護）	3 0		3 0
	小計		1 2 0	6 0	6 0
	老年看護	老年看護概論	3 0	3 0	
		老年看護方法論Ⅰ（高齢者の病態・治療・看護・地域包括ケアシステム）	3 0		3 0
		老年看護方法論Ⅱ 高齢者看護の実際・自立に向けた援助）	3 0		3 0
	小計		9 0	3 0	6 0
	母子看護	母性看護概論	1 5	1 5	
		母性看護方法論	2 0		2 0
		小児看護概論	1 5	1 5	
		小児看護方法論	2 0		2 0
	小計		7 0	3 0	4 0
	精神看護	精神看護概論	3 0		3 0
		精神看護方法論	4 0		4 0
	小計		7 0	0	7 0
	臨地実習	基礎看護	基礎看護実習Ⅰ	3 0	3 0
			基礎看護実習Ⅱ	9 0	9 0
			基礎看護実習Ⅲ	9 0	9 0
		成人看護・老年看護	成人老年看護実習Ⅰ（急性期）	9 0	9 0
			成人老年看護実習Ⅱ（回復期）	9 0	9 0
			成人老年看護実習Ⅲ（慢性期・終末期）	1 1 5	1 1 5
			成人老年看護実習Ⅳ（高齢者施設）	9 0	9 0
		母子看護	母子看護実習	7 0	7 0
		精神看護	精神看護実習	7 0	7 0
	小計		7 3 5	2 1 0	5 2 5
	合計		1 8 9 0	9 6 0	9 3 0

別表3 入学検定料、入学金及び学費

区 分	看護専門課程 看護学科	看護高等課程 准看護学科
入学検定料	25,000円	25,000円
入学金	400,000円	300,000円
授業料	50,000円(月)	30,000円(月)
施設充実費	70,000円(年)	50,000円(年)
維持管理費	15,000円(月)	10,000円(月)
実習厚生費	150,000円	100,000円

別表4 組織図

